

平成27年6月1日

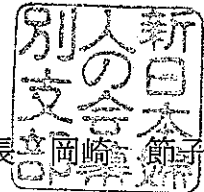
幕別町議会議長 芳 滝 仁 様



「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」
の提出を求める陳情書

陳情者 幕別町札内泉町 68-32

新日本婦人の会幕別支部 支部長



安倍政権は、5月14日、自衛隊法などの10本の法律を一括改正する「平和安全法制整備法案」と、他国との戦争に、いつでも、どこにでも、自衛隊を参加させる「国際平和支援法案」を閣議決定し、日本を海外で戦争する国へと転換する法案を5月15日国会に提出しました。

これらの法案は、昨年7月1日の「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定を具体化するものであり、世界規模で米軍と自衛隊が共同行動を行うことを確認した4月27日の「日米協力のための指針（ガイドライン）」改定と連動するものです。

憲法九条は、戦争の放棄、戦力不保持、交戦権否認を明らかにし、日本が「戦争しない国」「平和国家」として国際社会で認められてきた基本的な条文です。

安倍政権が、これまでの政府解釈による憲法九条の制約を取り外し、自衛隊の海外での武力行使を認める解釈と立法措置を行うことは重大な違憲行為であり、認められるものではありません。

今年は、戦後70年の節目の年であり、平和を守り、日本が戦争する国へ歩むことのないよう、「安全保障関連法案」の廃案を強く求めます。

よって、貴議会におかれましては、政府に対して、下記事項について意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

記

- 1、 集団的自衛権の行使につながる「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」は廃案にすること。

以上

集団的自衛権の行使につながる「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書(案)

安倍政権は、5月14日、自衛隊法などの10本の法律を一括改正する「平和安全法制整備法案」と、他国との戦争に、いつでも、どこにでも、自衛隊を参加させる「国際平和支援法案」を閣議決定し、日本を海外で戦争する国へと転換する法案を5月15日国会に提出した。

これらの法案は、昨年7月1日の「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定を具体化するものであり、世界規模で米軍と自衛隊が共同行動を行うことを確認した4月27日の「日米協力のための指針(ガイドライン)」改定と連動するものである。

憲法九条は、戦争の放棄、戦力不保持、交戦権否認を明らかにし、日本が「戦争しない国」「平和国家」として国際社会で認められてきた基本的な条文である。

安倍政権が、これまでの政府解釈による憲法九条の制約を取り外し、自衛隊の海外での武力行使を認める解釈と立法措置を行うことは重大な違憲行為であり、認められるものではない。

今年は、戦後70年の節目の年であり、平和を守り、日本が戦争する国へ歩むことのないよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1、 集団的自衛権の行使につながる「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」は廃案にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年6月 1 日

北海道中川郡幕別町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官